

納税ニュース

平成28年5月13日(金) 第55号
編集・発行:鹿嶋市収納課
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-7754

平成27年度 滞納処分実績

鹿嶋市では公平な納税を確立するため、税等に滞納がある場合には、財産調査を行い、差押処分を行っています。引き続き納期限内納付へのご協力をお願いします。

差押処分実績

内 訳	件 数 等
不 動 産	116件
預 金	130件
保 険	53件
給 与 等	179件
所得税還付金	68件
請 負 代 金	5件
過 払 金	4件
そ の 他	23件
差 押 件 数	578件
差押充当税額	137,247,033円

公売実績

区 分	件 数 等
不動産公売件数	22件
収 納 金 額	16,822,189円

【市税等の滞納があると?】

次に掲げる鹿嶋市の補助事業や制度等が、利用できません。申請書類に納税証明(※未納のないことの証明)が必要な場合があります。

滞納があると利用できません



- 合併浄化槽設置補助金
- 水洗便所改造資金助成
- 市営住宅の入居
- 元気あかちゃん応援事業
- 第3子以降保育料・学校給食費免除
- 子宝手当
- 鹿嶋市奨学金制度
- 高額療養費の限度額適用認定証の交付(国保税に未納がない場合)
- 生活習慣病予防検診(人間ドック)補助
- その他の市の補助制度

納税に関する Q & A

- Q 同意もなしに、差押えはできるのですか?
- A 法律(国税徴収法第47条)では、納期限を経過後、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、本人に対して事前の連絡や同意がなくても差押えができることとなっています。
- Q 借金があるので、税金が収められないのですが?
- A 税金は、他の債務(借金等)に優先する(地方税法第14条)と定められており、借金より税金が優先されます。
- Q 家宅捜索をされました。不法侵入ではないですか?
- A 法律(国税徴収法第142条)では、滞納処分のため必要があるときは、徴税吏員の権限において滞納者の意思に関係なく強制的に捜索し、差押えるべき財産を探ることができることとなっています。

ご存知ですか？市税などの納税相談

●市税などの納税相談について

期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき◆月曜日から金曜日の8:30~17:15(土・日、祝日を除く)

ところ◆市役所1階 収納課

●休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。

とき◆毎月第2・第4日曜日の8:30~12:00、13:00~17:15

ところ◆市役所1階 収納課

安心な！口座振替のご案内

納税には、より便利な**口座振替**をお勧めします。

申込方法① 申請書類による申込み

【必要なもの】 納税通知書、通帳、通帳届出印

【申込窓口】 下記金融機関(申請書類は市内の支店にのみ設置)または、市役所収納課

【対象金融機関】 常陽銀行、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、ゆうちょ銀行、茨城県信用組合、中央労働金庫、筑波銀行、しおさい農業協同組合

申込方法② キャッシュカードによる申込み

【必要なもの】 キャッシュカード、暗証番号、免許証などの本人確認ができるもの

【申込窓口】 市役所収納課のみ

【対象金融機関】 常陽銀行、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、ゆうちょ銀行、茨城県信用組合、中央労働金庫、筑波銀行

※口座振替で納付される場合、納期限の前日までに残高の確認をお願いします。

※国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替えになった場合、お手数でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替手続きをお願いします。

納期限のご案内

5月31日(火)

■固定資産税 第1期

■軽自動車税 全期

6月30日(木)

■市県民税 第1期

■介護保険料 第2期

※納期限を過ぎると、**年利9.1%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から20日を過ぎると督促状が送付され、督促手数料80円が加算されます。